

奈良県「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル  
(令和2年10月)」抜粋

## 面会時の注意点

- 新型コロナウイルス感染症に対する一般的な感染対策を遵守すること
  - 面会者・入所者のマスクの装着
  - 面会者・入所者の面会前後の手指衛生
  - ソーシャルディスタンス（人と人の距離を1 m以上あける）
  - ビニールシートやアクリル板の設置（状況に応じて）
  - アルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる定期的な環境消毒・清掃
  - 換気
  - 3密を避ける。
  - 面会中は脱水防止のための飲水を除き、飲食を行わないようにする。
- 面会は事前予約制とする。
- 入所者と面会予定者が面会日からさかのぼって2週間以内に体調不良がある場合は面会を延期する。
- 差し入れなどの物品の持ち込みは原則禁止し、やむをえず最小限の物品を差し入れる場合にあっては、事前に施設側と面会者との間で当該物品について報告・確認ができるよう協力を求める。
- 面会と面会の間は15分程度あけることとし、その間に面会場所の換気と消毒（ドアノブ、椅子、机などの備品などの他、利用状況に応じてトイレなども含む）を行う。
- 面会は可能な限り屋外または換気の良い屋内で行うこと。屋内で面会を行う場合は、他の入所者のいる共用スペースや居室とは区切られた面会専用の場所を設ける。
- 面会場所には面会に必要な最小限の備品（机と椅子）のみを配置し、面会後の消毒が困難となるような物品（雑誌や書類など）は置かないようにする。